

環境率先行動計画2030



兵庫県
2026年3月

基本的事項

1 策定の趣旨

県自らが大規模な消費者・事業者として、県民及び事業者に率先して環境負荷低減に取り組むための具体的目標や取組内容を定める

2 計画期間

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度（5年間）※第7次改定

3 対象

知事部局、企業庁、病院局、議会事務局、各種行政委員会、警察本部が行う活動
（温室効果ガスの削減目標は、指定管理者等が管理運営する施設を含む）

4 計画の位置づけ

- 第6次兵庫県環境基本計画に位置づけられた県自らの実行計画
- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく、地方公共団体実行計画(事務事業編)
- 県民とともに描いた県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「カーボンニュートラルな暮らし」「循環する地域経済」等を実現する環境分野の実行プログラム

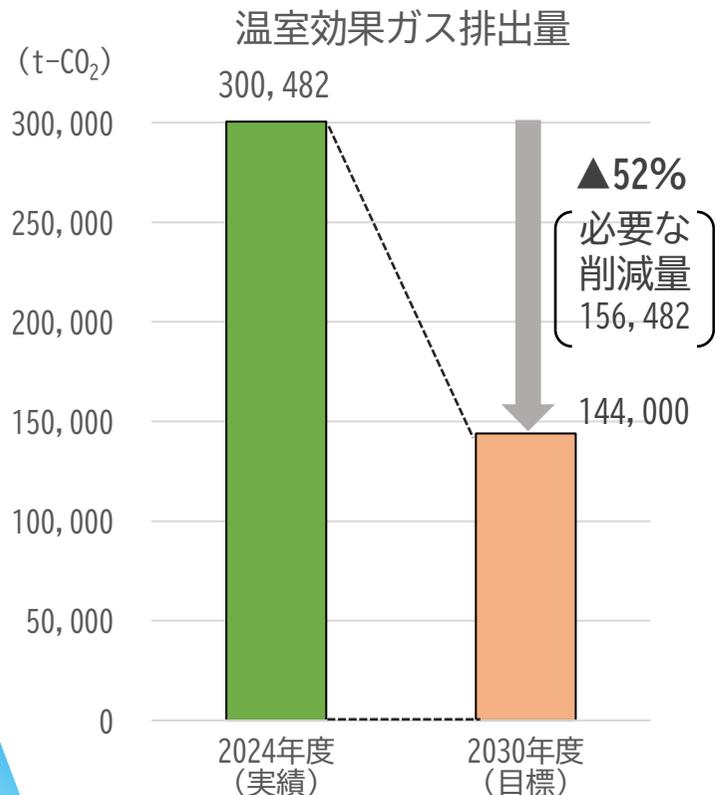
目標の設定（重点目標）

- 国際社会及び国内における温室効果ガス排出削減に対する社会的要請の高まり
- 県では、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの社会の実現をめざし、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（2022.3改定）に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた施策を強化している中、県自らも率先して排出削減に取り組む必要
- 特に、約7割を占める電力使用に伴う排出量の削減に向けた取組を強化する必要

「温室効果ガス排出量の削減」を重点目標とし、県自らが率先して取組の加速化を図る姿勢を打ち出す

2030年度削減目標

▲52% [2024年度比] （2030年度排出量：144,000t-CO₂）



【算定方法】

- ①「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の2030年度削減目標(業務部門※)
CO₂ ▲68.9% (2013年度比) ※業務部門：オフィス、店舗等
- ②①の削減目標を基にした県自らの事務事業にかかる2030年度のCO₂排出量
= 2013年度CO₂排出量 (327,928t-CO₂) × (100% - 68.9%)
= 101,986t-CO₂
- ③2030年度のメタン、一酸化二窒素排出量も同様に算出
= 6,860t-CO₂、35,355t-CO₂
- ④2030年度の温室効果ガス排出量目標 (②+③) ÷ 144,000t-CO₂
- ⑤2024年度実績 (300,482t-CO₂) からの削減率は、▲52%

目標の設定（その他の目標）

前計画の指標のうち、

- 啓発物品については、9割近くが脱プラスチック化しているものの、さらなるプラスチックごみ削減を進めるため、代替素材の活用やバイオマスプラスチックの導入を徹底する必要
- ごみの排出量、コピー用紙使用量、水使用量については、県立病院や県立学校、警察の影響が大きいものの、これら業務は外部要因に左右されやすく、業務の特殊性を考慮する必要
- 計画期間は、本庁舎再編に伴う過渡期であり、民間ビルの間借り等の暫定対応となることから、ごみ排出量や水使用量の正確な把握が困難になる可能性

その他の指標についても、前計画目標と同等以上の目標を設定し、引き続き取組を推進

2030年度 目標

啓発物品の脱プラスチック量	100%
ごみの排出量	▲5%
コピー用紙使用量	▲10%
水使用量	±0%

（基準年：2024年度）

【参考】2024年度実績

啓発物品の脱プラスチック量	89.1%
ごみの排出量	▲6.1%
コピー用紙使用量	▲4.2%
水使用量	+3.2%

（基準年：2019年度）

目標の達成に向けた取組

重点方針

省エネの徹底を図るとともに、使用電力の再エネ化を推進

省エネ

〈照明〉

- 原則すべての施設でLEDを導入する

〈公用車〉

- 原則、電動車(FCV, EV, PHV, HV)を導入する

〈空調・OA機器〉

- 複合機は、省エネモードの設定を徹底するとともに、設置や使用は必要最小限とする
- 空調の効果的な運用に向けて、AIやIoT技術を活用した自動制御機能の導入を検討する

〈県有建物における環境配慮〉

- 今後予定する新築事業は、原則ZEB Oriented相当以上とし、令和12(2030)年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることをめざす

*ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネを図った建築物
ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

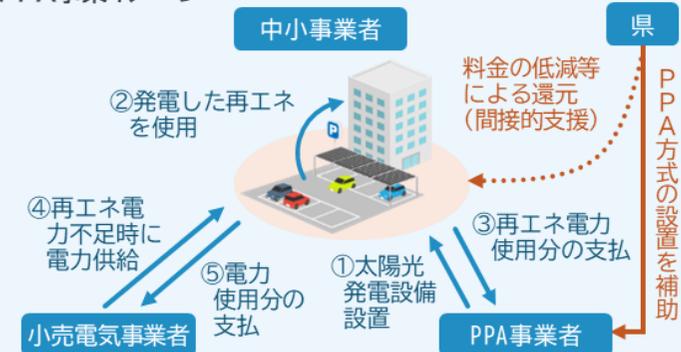


再エネ

〈太陽光発電設備の導入〉

- PPA方式の活用等により、太陽光発電設備の導入を促進し、全施設の50%以上導入をめざす

PPA事業イメージ



〈再エネ電力の調達〉

- 切替可能な施設は、全て再エネ電力を購入し、切替が困難な場合、Jクレジット等を購入する※

※事業収入を主な財源とし、独立採算の原則により運営する
下水道・企業庁・病院等を除く

具体的取組（省エネ）

I 省エネの推進

(1) 照明

〈LED化〉

- 照明のLED化を計画的に推進し、原則全ての県立施設の照明をLED化する

〈職員〉

- 外の明るい光が入る窓際の消灯に努めるとともに、昼休み時間や使用していない場所は消灯する
- 事務の効率化に努め、残業時間を削減するとともに、やむを得ず残業する場合は部分点灯を徹底する

〈庁舎管理者〉

- 消灯の一括操作が可能な庁舎においては、昼休み及び夜間（19時から22時毎時）に室内の一斉消灯を実施する
- 施設敷地内の外灯等は、一般系統と保安系統に分け、深夜は保安系統のみ点灯する
- 照明器具の定期的な清掃及び点検に努める

(2) OA機器・オフィス設備等

〈職員〉

- パソコンは省エネモードの設定を徹底するとともに、長時間使用しない時は、エコタップ等を活用し電源を切る
- 複合機は、省エネモードの設定を徹底するとともに、設置や使用は必要最小限とする
- テレビ等の電気製品の設置や使用は必要最小限とし、使用時以外は電源プラグからコンセントを抜く
- 冷蔵庫は、季節や周囲の気温に応じて適正な温度に調整し、内容物を整理したうえで、扉の開閉は必要最小限に留める
- ポットの保温温度はできるだけ低い温度に設定する（推奨温度：80度）

〈庁舎管理者〉

- 自動販売機の設置は必要最小限とし、可能な限り照明の消灯に努め、設置・更新時はフロン類が使用されていない販売機を選択する

(3) エレベータ

〈職員〉

- 近くの階へはエレベータを使わず「3アップ4ダウン」を原則とし、階段を利用する

〈庁舎管理者〉

- 使用頻度が低い時間帯におけるエレベータの一部休止、急行運転、夜間の間引き運転等適切な運転抑制を行う

具体的取組（省エネ）

（4）公用車

〈電動車の導入〉

- 使用する公用車全体を電動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）に転換することをめざし、公用車を更新又は新規導入する場合は、「兵庫県公用車に係る電動車等導入指針」に基づき、代替可能な電動車がない場合等を除き、原則として電動車を導入する。特に、ゼロエミッション車（燃料電池自動車、電気自動車）への転換が可能な場合においては、積極的に導入を検討する
- 電気自動車の導入を図るため、各部局、各庁舎管理者は車庫等に公用車専用充電設備の設置を進める

〈職員〉

- 人待ちや荷下ろしなどで駐停車するときは、待機時にエンジンを停止する（アイドリング・ストップ）
- 急発進、急加速をしないなど、エコドライブを行う
- 車内に不要な荷物を積み込んだまま運転しない
- できる限り乗り合わせに努める
- 近距離の移動は、徒歩や自転車の利用を励行し、公用車の利用を控える

（5）空調・給湯器

〈職員〉

- 通年で服装の柔軟化（ノーネクタイ・ノージャケット等）を実施し、気温に応じた服装を選択する
- カーテン、ブラインド等を活用して、空調効率の向上や室内温度の確保に努める
- ガス瞬間湯沸器の種火は使用時以外は消火する

〈庁舎管理者〉

- 空調を稼働する際は、適切な室温を維持しながら定期的な換気に努める。また、空調の効果的な運用に向けて、AI や IoT 技術を活用した自動制御機能の導入を検討する
- 給湯温度設定をできる限り低くする
- 定期的な保守点検を実施し、経年劣化等により効率が低下した設備については、効率の高い設備等への更新に努める

（6）ひょうごカーボン・オフセット

- 「CO₂削減相殺制度(ひょうごカーボン・オフセット)※」を率先して実施する
※県内集客施設におけるイベントや行事の開催及び施設利用に伴う温室効果ガス排出量について、太陽光発電設備の設置など県内におけるCO₂削減プロジェクトに投資（募金）を行うことで埋め合わせる制度

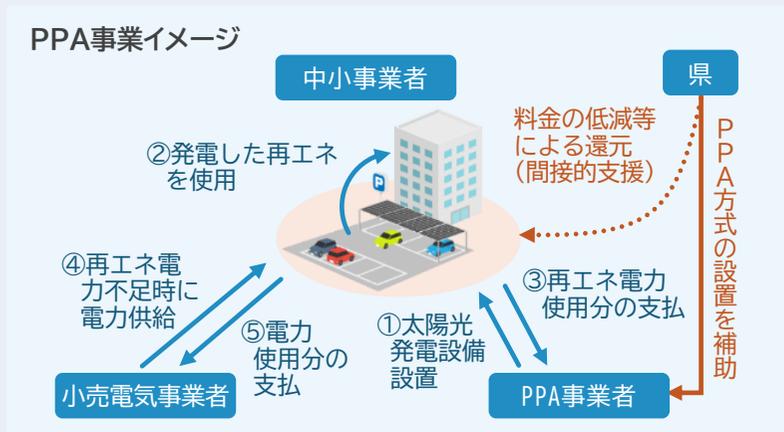
具体的取組（再エネの導入）

Ⅱ 再エネの導入

(1) 太陽光発電設備の導入

〈庁舎管理者〉

- 建築物の新築・増築・改築時の際は、PPA方式の活用等により、太陽光発電設備の導入を促進し、全施設の50%以上導入をめざす



県施設へのPPA方式太陽光発電(左:加西市 右:三木市)

(2) 再エネ電力の調達

〈庁舎管理者〉

- 「兵庫県の電力の調達に係る環境配慮指針」に基づき、再エネ比率の高い電力供給が可能な事業者を高く評価し、より環境に配慮した電力の調達に取り組む。切替可能な施設は全て再エネ電力の購入に努め、切替が困難な場合は、非化石証書・Jクレジットを購入する
- 太陽光発電の固定価格買取制度（FIT制度）による買取期間の終了を念頭に、地域電力の県庁舎での活用を検討する

具体的取組（省資源）

Ⅲ 省資源の推進

(1) 廃棄物の削減、リサイクル及びリニューアブルの徹底

① リデュース（発生抑制）

〈職員〉

- 物品等は、簡易包装のものを計画的に必要最小限購入し、修理を施しながら長期使用に努める
- マイ箸・マイカップ・マイボトル・マイバッグの持参により、割り箸・紙コップ・使い捨てプラスチック容器・レジ袋の使用を控える
- 会議等で飲物を提供する場合は、原則ペットボトルを使用せず、繰り返し使用できる飲料カップ、又は紙パック飲料等の提供に努める
- 原則、課室内の屑かごを廃止し、分別ボックス（袋）のみとする

〈庁舎管理者〉

- 庁舎売店等に対し、再使用可能な容器による販売の促進、レジ袋など不要な包装の提供を行わないよう要請する
- 食堂等に対し、食品ロス削減に向け、飲食物の提供量の調整を推奨し、食べ残しを自己責任で持ち帰る「mottECO」等の取組を周知する
- 自由に給水できる給水スポットを増やすため、給水器の設置を検討する

② リユース（再使用）

〈職員〉

- 詰め替え可能な文具等の使用を推奨するとともに、使用していない場合はストック置き場に戻す
- ファイル類の再使用や使用済み封筒の庁内メール用封筒としての活用を進める
- 不要物品の有効活用に向け、庁内掲示板を活用し、必要な部署での再利用を促進する

③ リサイクル（再資源化）

〈職員・庁舎管理者〉

- 施設所在地の市町が定める廃棄物排出区分に応じたごみ置き場を設け、分別排出を徹底する
- 機密書類以外の書類、古新聞、段ボール、シュレッダー屑などは回収箱や回収場所を設け、分別排出を徹底する
- 民間のリサイクル業者や地域の自主回収とも連携し、可能な限り多くのリサイクルに努める
- 自動販売機横にリサイクルボックスを設置する際には、投入口を下向きにするなどの異物混入対策を講じたボックス（新機能リサイクルボックス）の導入に努める

④ リニューアブル（再生可能資源への転換）

〈職員〉

- バイオマスプラスチックなど再生可能な資源を活用した文具や普及啓発資材等の購入を推進する

具体的取組（省資源）

(2) コピー用紙使用量の削減

- 〈職員〉
- 会議・打合せ・研修等は原則としてペーパーレスとする
 - 印刷を必要最小限とするため、電子決裁、電子メール、掲示板等を利用するなど、事務の執行方法の改善に努める
 - 複合機の初期設定を両面印刷とし、原則として両面印刷、可能な限り集約印刷機能や片面使用済み用紙を活用するとともに、印刷前に用紙サイズ等を確認し、印刷ミスの防止に努める

(3) 水使用量の削減

- 〈職員〉
- 水を流しっぱなしにせず、洗車はバケツにためた水を使用するなど、日常の節水に努める
- 〈庁舎管理者〉
- 必要最小限の水量となるよう元栓を調整する
 - 定期的な点検や、水道使用量のグラフ化などにより、漏水の早期発見に努める
 - 自動水栓、流水音発生装置、自動洗浄便器等節水に有効な設備の導入や、雨水、井水、下水再生水を利用した水洗トイレ又は植栽への散水等の施設整備を検討する

(4) その他

① 環境に配慮した調達推進

- 「グリーン調達方針（兵庫県環境配慮型製品調達方針）」や「環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律）」に基づき、環境に配慮した製品、材料及び役務等の調達に努める
- 電化製品等の購入の際は、省エネ基準達成機器（緑色の省エネラベル（eマーク）表示）等、エネルギー消費効率の高いものを選択する
- 設備更新や新規導入にあたっては、稼働時のエネルギー消費量や、耐用年数、維持管理の容易さ、保守点検サービス期間などを総合的に勘案する
- 印刷物の必要性を十分検討し、作成する場合は原則として、リサイクル適性ランクリスト「Aランク」の資材等を使用するとともに、その表示を行う

② 公共工事等における環境配慮

- 公共工事を実施する際は、環境の保全と創造、負荷の低減に取り組むとともに、工事の全体計画策定時に、新技術・新工法等を積極的に活用し、効果の高い環境創生技術の導入を図る

具体的取組（県有建物の環境配慮）

IV 県有建物における環境配慮

(1) 設計時

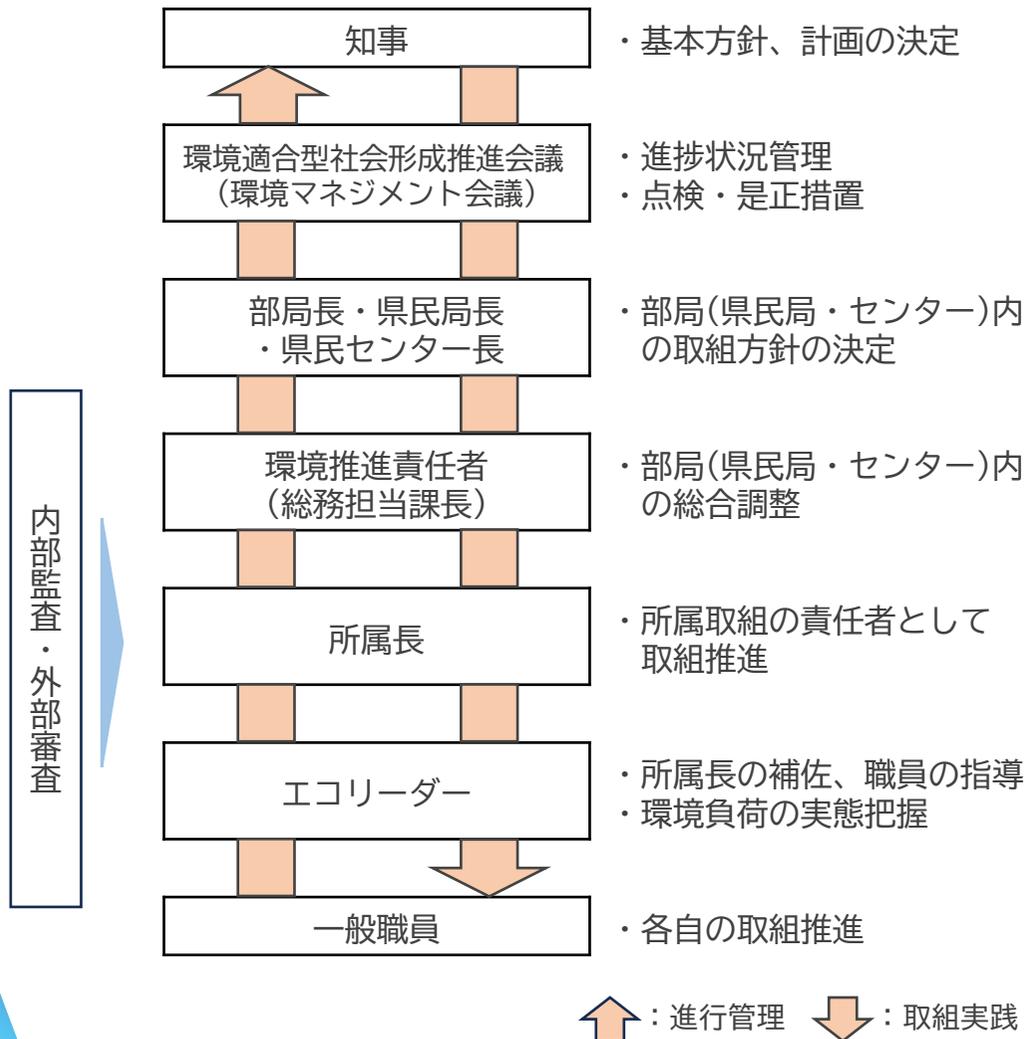
- 今後予定する新築事業は、原則ZEB Oriented相当以上とし、令和12(2030)年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることをめざす
- 建築物の新設・増設の際は、外気に接する屋根・外壁の断熱や開口部の断熱・日射遮蔽度の強化を図るとともに、自然採光、自然通風を効果的に取り入れる
- 建築物の新築・増築・改築の際は、PPA方式の活用等により、太陽光発電設備の導入を促進し、全施設の50%以上導入をめざす
- 敷地内・屋上・壁面等の緑化を図り、建物の断熱性を高めるよう努め、緑化にあたっては、地域の生態系を考慮し生物多様性を確保できる種を選定し植栽するなど、地域の自然環境に沿ったビオトープの保全と創出に配慮する
- トップランナー制度対象機器（照明器具、変圧器、エアコン、三相誘導電動機等）については、トップランナー基準達成機器の調達に努める
- 建物が立地する地域で地域冷暖房等の事業が計画されている場合は積極的に参加し、エネルギーの効率的な利用を図る
- 「兵庫県建築物木材利用促進方針」に基づき、公共建築物における木材利用の促進や木製品等の導入に努める
- 駐車場にはグラスパーキングの採用を検討するとともに、駐車場や歩道には透水性舗装を積極的に導入し、雨水の地下浸透とヒートアイランド対策に努める
- 温室効果ガスの排出等の状況について、定期的かつ定量的な評価を実施できるエネルギー管理のためのBEMS等の導入を検討する

(2) 施工時・解体時

- 建設材料は、再生材料、または再生可能なものを積極的に利用するとともに、建設副産物の発生抑制、再利用の促進及びその適正な処理を図る
- 入札参加資格者の審査において、事業者のISO環境規格、エコアクション21認証取得を考慮する
- 施工時・解体時の騒音、振動、濁水、土壌汚染、地下水汚染、アスベストなどの粉じん等について、環境監視を行い、必要な環境保全対策を講じる

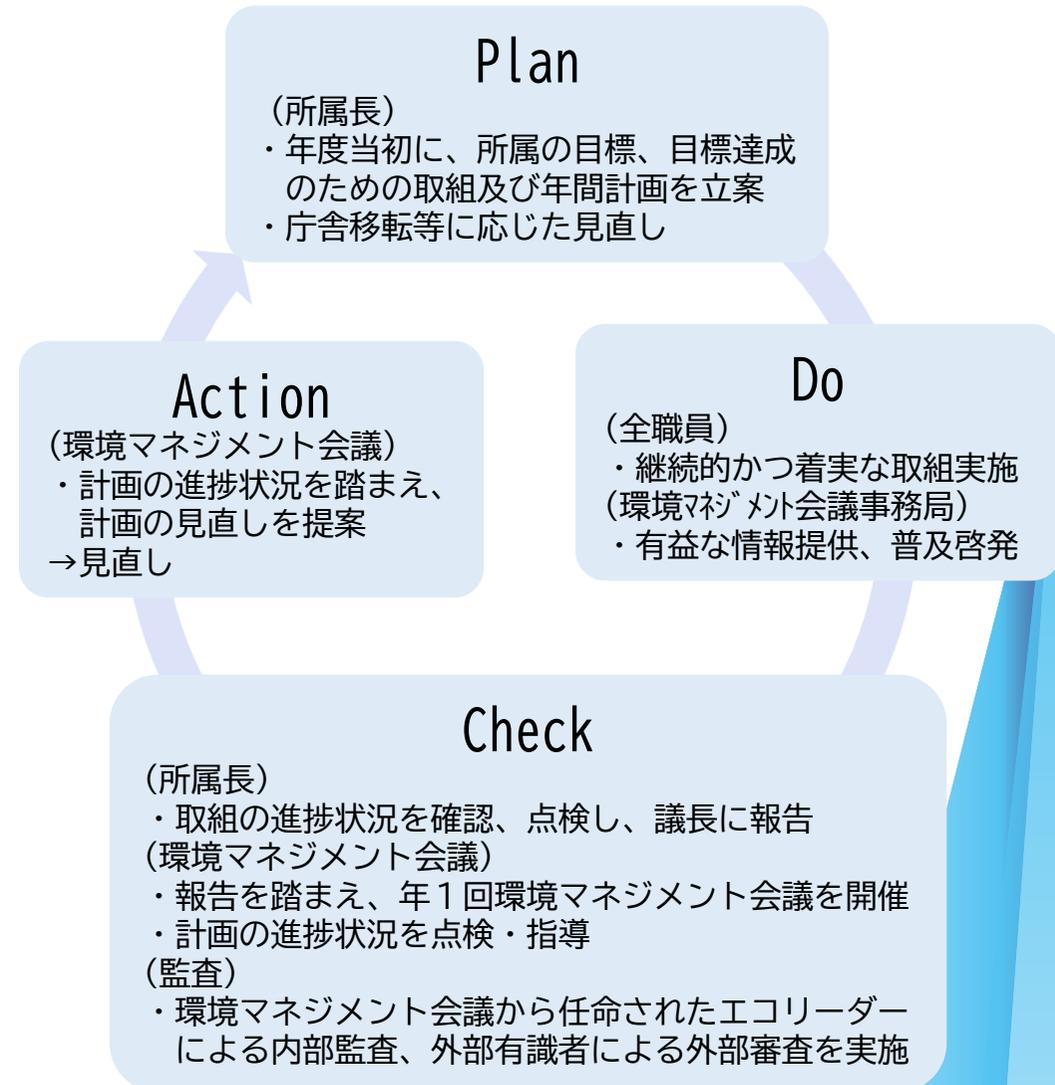
① 推進体制

目標達成に向け、全庁をあげて計画を推進
取組の実効性を高めるため、職員一人ひとりの意識
を高め、実践を促進する研修や指導を実施



② PDCAサイクルによる継続的改善

計画の実効性を高め、効果的な進捗を図るためISO14001
のPDCAサイクルのノウハウを活用し構築した環境マネジメ
ントシステムを運用し、継続的な取組やその見直しを徹底



(参考)これまでの取組状況

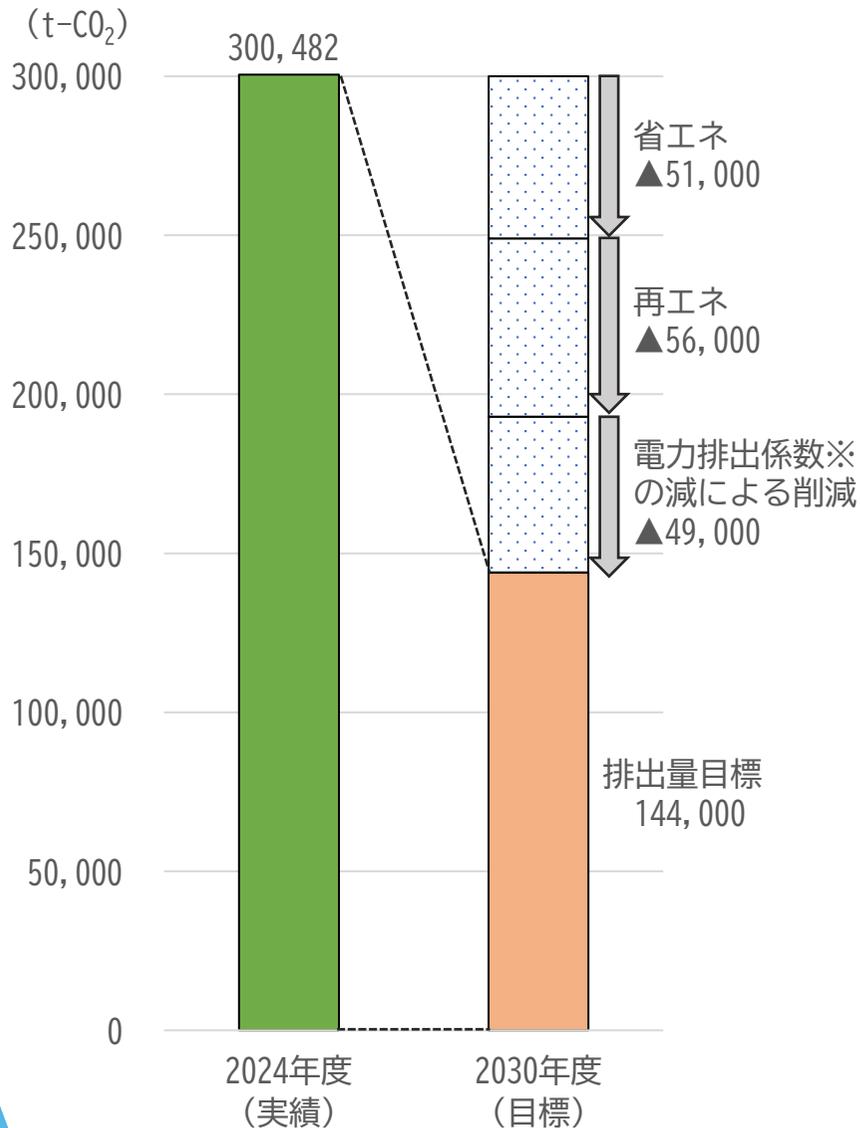
指 標	2019年度 (基準)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (実績)	2024年度 (実績)	2025年度 (目標)
温室効果ガス排出量※ (t-CO ₂)	396,547	▲1.8% (389,434)	▲10.3% (355,856)	▲12.6% (346,694)	▲11.4% (351,319)	▲20.5%
ごみの排出量 (t)	5,036	▲4.8% (4,795)	▲1.3% (4,971)	▲6.0% (4,733)	▲6.1% (4,727)	▲5.0%
啓発物品の脱プラスチック量	—	55.7%	63.6%	83.4%	89.1%	概ね1/3 (概ね33%)
コピー用紙使用量 [A4換算](千枚)	429,316	+2.8% (441,503)	+3.1% (442,648)	▲0.2% (428,521)	▲4.2% (411,183)	▲10.0%
水使用量 (t / 百 m ²)	12.11	▲7.7% (11.18)	▲1.2% (11.97)	▲8.5% (11.08)	+3.2% (12.50)	±0%

※前計画では、電力排出係数を0.516kg-CO₂/kWh(2013年)で固定して温室効果ガス排出量を算定

- 温室効果ガス排出量
近年は横ばいで推移
特に、約7割を占める電力使用に伴う排出量の削減に向けた取組を強化する必要がある
- ごみの排出量
ごみの排出量の多い県立病院や県立学校、警察が減少しており、目標の達成に向け順調に推移
本庁では、庁舎建て替えに伴う文書整理や不要物品の廃棄を進めており、近年は増加傾向で、今後も継続する見込み
- 啓発物品の脱プラスチック量
継続的に目標を達成しており、近年、8～9割と脱プラスチックの意識が浸透
- コピー用紙使用量
ペーパーレスアクション(意思決定・会議等のペーパーレス原則化)の浸透により、2024年度は本庁で▲48.3%と大幅削減
一方、ペーパーレスになじまない業務が多い県立病院・県立学校など、逆に増加している所属もあり、全体として微減にとどまる
- 水使用量
2014年度(12.84t / 百 m²)以降、微減・微増の波があるもほぼ横ばい

(参考) 温室効果ガス排出量削減見込み

温室効果ガス排出量



推進方策	削減量 (t-CO ₂)	具体的な取組
省エネの徹底	51,000	
・照明のLED化	17,000	県有施設の照明設備をLED化
・複合機削減	2,000	コピー用紙削減の取組に伴い、複合機を削減
・電動車導入	2,000	公用車には、原則、電動車(FCV、EV、PHV、HV)を導入
・都市ガス等の削減	12,000	省エネ機器を導入、適切な稼働を推進
・下水汚泥の固形燃料化	10,000	兵庫東流域下水汚泥広域処理場で焼却処理する下水汚泥の一部を固形燃料化
・企業庁、下水道の省エネ	8,000	省エネ法ベース(年1%)で削減
再エネ導入推進	56,000	
・太陽光発電設備導入	20,000	太陽光発電設備の導入促進
・再エネ電力の調達	36,000	独立採算で運営する施設以外 : 33,000 独立採算で運営する施設 : 3,000 (下水道、企業庁、病院)
電力排出係数減による削減	49,000	電力排出係数減(0.396→0.25kg-CO ₂ /kWh)に伴う削減量

※電力排出係数：1 kWhの発電で排出されるCO₂量